

令和5年5月19日

特定非営利活動法人消費者ネット広島
理事長 木村 豊様

株式会社CHICKEN GYM
代表取締役 山本 康太



返答書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

送付いただきました令和5年4月28日付「質問書」に対し、以下のとおり回答させていただきます。

【質問の趣旨】

弊社のパーソナルトレーニング契約を中途解約する場合、未消化分のトレーニングチケット代金は全額返金されるのか否か
これに関連して、「入会申込書」18と同25（2）の適用関係について

①弊社のパーソナルトレーニング契約を中途解約する場合、未消化分のトレーニングチケット代金は全額返金されるのか否か

役務提供期間内の中途解約の場合、トレーニングチケット代金は全額返金となります（解約手数料は差し引かれます。弊社利用規約（改定後）第2条⑦）。なお、役務提供期間を経過した場合には中途解約はできません（弊社利用規約（改定後）第2条②、⑥）。

②「入会申込書」18と同25（2）の適用関係について

条項を見直し、利用規約改定済みでございます。